

内教懇第2号  
平成22年3月30日

内子町教育委員会  
教育長 亀岡 忠重 様

内子町教育改革懇談会  
会長 中川 稔徳

内子町教育改革懇談会への諮問に係る答申について

内子町教育改革懇談会では、平成21年3月27日付けで内子町教育委員会より6項目の諮問を受け、それらの諮問事項のうち、「学校統廃合」を中心として7回に渡る会議を開催し、審議を行ってまいりました。

平成21年10月30日付けで、中間答申として提出いたしておりますが、このたび、別紙のとおり結論を得ましたので、ここに答申します。

## 内子町立幼稚園、小・中学校の統廃合について（答申）

### はじめに

学校の小規模化等に伴う諸問題について、複式学級での学習指導面、学校運営上の観点、通学の問題、地域の歴史的背景等からの審議を重ね、一定の結論に達したので、ここに答申する。

なお、今回の答申は、基本的には昨年10月の中間答申に基づくものであり、「学校の規模、配置に対する基本的な考え方」を踏襲するものである。

### 1 適正規模・適正配置の観点から必要と思われる学校統廃合の具体的方策

(1) 中学校に関しては、統廃合も通学区域の変更も提案しないこととし、それについては、学級編制、指導体制の充実、部活動の維持ができるかどうか等、その方策も含めて数年後に改めて検討をすることにする。

(2) 小学校については、すでに極端な少人数学級を編制している学校が、3校あり、今後、移住者政策の推進、校区の見直し等を行ったとしても、それらを解消するほどの児童数の増加は非常に困難と思われることから、統廃合すべきであると結論する。

また、児童数の減少により将来、複式学級編制となるであろうと予測される学校については、今回の統廃合対象校から除外し、数年後に改めて検討をすることにする。

(3) 幼稚園については、人間形成の基礎を培う集団教育が困難となる園児数10人に満たない状況にある場合については、統合すべきである。

### 2 具体的な統廃合案

(1) 内子小学校と石畳小学校を統合し、石畳小学校の児童は内子小学校へ通学する。

(2) 天神小学校と御祓小学校を統合し、御祓小学校の児童は天神小学校へ通学する。

- (3) 小田小学校と参川小学校及び田渡小学校を統合し、参川小学校と田渡小学校の児童は小田小学校へ通学する。

なお、小田小学校の校舎等建物は、老朽化が著しいことから、改築等を含めた耐震化計画と連携を図った形での統廃合とする。

- (4) 小田幼稚園と参川幼稚園を統合し、参川幼稚園の園児は小田幼稚園へ通園する。

### 3 統廃合の実施時期

4件の統廃合の実施時期については、今後の地域での話合いによるものであるが、児童数等、一定の学校規模を確保するほうが教育的に適切で、かつ格差の少ない教育環境を児童に提供できるものであることを考えると、なるべく早い時期での統廃合を行うべきである。

ただ、児童数の推移状況、統廃合への一定の準備期間の必要性などを考慮しなければならない。さらに、極小規模校である学校に、今後想定外の児童数の増加が生じた場合、また地域での理解が得られない場合には、統廃合の延期ないし中止することもあり得る。

- (1) 内子小学校と石畳小学校との統廃合

平成26年3月末までに行うものとする。

- (2) 天神小学校と御祓小学校との統廃合

平成26年3月末までに行うものとする。

- (3) 小田小学校と参川小学校及び田渡小学校との統廃合

平成26年3月末までに行うものとする。

ただし、校舎等の施設整備計画と併せたものとする。

- (4) 小田幼稚園と参川幼稚園との統廃合

幼稚園と小学校の統廃合は同年度とし、平成26年3月末までに行うものとする。

## おわりに

統廃合の問題については、「子どもにとってどうか」という視点を基本に捉え、審議を行ってきた。

学校規模がある程度大きくなることにより、子どもは学習の面でも生活の面でも多様な同年代の子どもたちと接することで刺激を受け、活気が増し、幅広い感受性をもった人間形成を行うことができると考えられる。

現在及び将来予測される児童・生徒の状況を考慮し、「極端な少人数学級は解消すべきである。」という方針に基づき答申とするものである。

本答申では、4件の具体的な統廃合案を示したが、統廃合に関するさまざまな問題に、教育委員会や町などが、以下の点についてきめ細かく対応していくことが不可欠であるということを確認していただきたい。

- (1) 統廃合を行なうにあたっては、教育委員会が保護者や住民の理解を得るための話し合いを十分行うこと。
- (2) 統合後の通学手段について、子どもたちの負担とならないよう方策を講じること。
- (3) 統廃合に関する児童の事前交流や諸行事、施設の利活用等十分な配慮を行うこと。
- (4) 学校統廃合によって、一定の経費の節約ができることになると思われるが、その財源については、設備等の教育環境の改善・充実が図られるような用途に使用いただきたい。
- (5) 廃校となる学校の施設や跡地の活用に関しても、防災への備えなども念頭に置き、地域の大切な共有財産であるという視点を軸にすえて、有効な活用方法を考えていただきたい。

このほか、学校統廃合の実施前、実施後にも、様々な問題が生じてくると思われるが、教育委員会と町には、そうした事柄について、子どもと町民の視点に立ってのきめ細かい対応をいただくよう、本教育改革懇談会として強く要望する。

以上